

情 個 審 第 2 号

平成25年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 大和田 一雄

行政文書不開示決定に対する異議申立てについて（答申）

平成24年2月22日付け税諮問第2号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「個人事業税随時課税の特別な事情が記録された文書」不開示決定（存否応答拒否）に係る異議申立事案

（情報公開諮問第159号）

（情報公開答申第135号）

## 第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 行政文書の開示請求

平成23年12月10日、異議申立人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次に掲げる内容の行政文書（以下「対象行政文書」という。）の開示を請求した。

個人事業税の納税通知書を受け取りましたが、以下の2回の納税通知書は随時分でした。

随時分として個人事業税を賦課するには、茨城県県税条例第40条の12第2項に基づき知事が認めた理由が必要なはずです。

次の2件について、知事が認めた特別の事情が記録された文書、電磁的記録などの開示を希望します。

- ・ 平成〇年〇月〇日付けの個人事業税納税通知書（平成19年所得分）
- ・ 平成〇年〇月〇日付けの個人事業税納税通知書（平成22年所得分）

### 2 実施機関の決定及び通知

平成23年12月27日、実施機関は、対象行政文書について、「当該文書の存否を答えること自体が、個人の課税の有無を明らかにすることとなり条例第7条第2号の規定により不開示とすべき情報を開示することになるので存否を答えることはできないが、仮に当該文書が存在するとしても、第7条第2号の規定により不開示になる文書である。」として、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

平成24年2月1日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、異議申立人が行った個人事業税の随時分賦課に関する開示請求に対して、条例第7条第2号の個人情報に該当するとして、本件処分を行った。

しかし、随時分の賦課については、茨城県県税条例（昭和25年茨城県条例第43号）第4条第1項第4号及び第40条の12第2項の規定により、実施機関のみが行えることが明白である。異議申立人が開示を希望しているのは、実施機関の承認や実施機関が指定する納期に関する文書であり、これらが個人情報に該当するとは考えられない。

- (2) したがって、本件処分の取消し並びに平成20年12月12日付けの個人事業税納税通知書（平成19年所得分）及び平成23年11月14日付けの個人事業税納税通知書（平成22年所得分）の2回の随時分の賦課が、茨城県県税条例第4条第1項第4号及び第40条の12第2項の規定に従った手続を経て実施されたことを証明する文書等の開示を求める。

### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、諮問庁意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- 1 個人事業税とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第3項において、「個人が行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として事務所又は事業所の所在する道府県において、その個人に課する。」とされている。

個人事業税の納期については、同法第72条の51第1項において、「8月及び11月中において当該道府県の条例で定める。但し、特別な事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。」とされており、同項を受けて、茨城県県税条例第40条の12第1項では、原則的な納期として、第1期8月21日から同月31日まで、第2期11月21日から同月30日までと定め、同条第2項では、特別な事情により必

要があると認められる場合においては、別の納期を指定することができる旨規定している。特別な事情により必要と認められるものとしては、調査に時間を要するなどして事務処理上定期課税できなかったものや、所得税の修・更正により課税標準となる所得が変わり、新たに課税する必要性がある場合等であり、これらについては別の納期を指定して課税することとしている。

- 2 異議申立人は、開示請求書において、異議申立人に対する2件の個人事業税の随時課税について、随時に課税したことにつき実施機関の認めた特別の事情が記録された文書、電磁的記録などの開示を求めている。個人事業税を随時で課税する理由は、調査に時間を要するため定期課税できないもの、所得税の修・更正によるもの等、納税義務者により異なるものであり、その理由を記載する文書が存在するとすれば、当該個人に対する課税に付随する文書であることから、個人の課税情報である。個人の課税情報については、地方税法第22条において守秘義務が定められており、秘密を保持すべき情報とされている。よって、条例第7条第2号本文に該当するとともに、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、同号に規定する個人情報として不開示とすべき文書である。

また、文書の存否を明らかにすることにより、当該個人に対する個人事業税の課税の有無が明らかになるため、異議申立人の開示請求については、条例第10条の規定により、存否を明らかにしないで不開示決定とすべきものである。

なお、異議申立人は、異議申立書において、異議申立人が開示を希望しているのは実施機関の承認や知事が指定する納期に関する文書であり、これらが個人情報に該当するとは考えられないと主張するが、異議申立人が開示を求めているのは、あくまで異議申立人に対する個人事業税の2回の随時分の賦課に関する文書であって、個人の課税情報であることに変わりはない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 対象行政文書について

対象行政文書は、前記第2の1の請求内容から、特定の個人に係る特定の年分の個人事業税納税通知書を随時分として作成する際に、あらかじめなされる調査の結果を記載した文書等であると認められる。

そうすると、その存否を答えることは、特定の個人に対して特定の年分

の個人事業税の課税が随時分として行われたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果になるものと認められる。

2 本件存否情報の条例第7条第2号該当性について

本件存否情報は、特定の個人に対して特定の年分の個人事業税の課税が随時分として行われたか否かという個人の課税に関する情報であって、当然に個人を識別することができることから、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」として、同号本文に該当すると認められる。そして、その他同号ただし書に該当するとする事情も認められない。

したがって、本件存否情報は本号に該当すると判断する。

3 本件処分の妥当性について

上記のことから、対象行政文書について、その存否を答えるだけで条例第7条第2号の不開示情報を開示することになるとして、条例第10条の規定により行った本件処分は妥当であると判断する。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件異議申立てに係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内 容
平成24年	2月	23日	諮問受理
平成24年	3月	29日	諮問庁意見書受理
平成24年	12月	13日	審査（平成24年度第6回審査会第二部会）
平成25年	2月	8日	審査（平成24年度第7回審査会第二部会）
平成25年	3月	29日	審査（平成24年度第8回審査会第二部会）